

福岡県公報

平成二十年十二月十二日
第二千九百八号
増刊
①

目次

教育委員会

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）

訓令

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本庁
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）

の一部を次のように改正する。

別表二十二項を次のように改める。

二十二 公益法人に関する事務

この項中公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）を「認定法」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）を「整備法」と、福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十八年福岡県教育委員会規則第十六号）を「規則」とし、

1 整備法第六十七条第二項に基づき特例財団法人の吸収合併契約を承認すること。

課長

- 2 整備法第六十九条第一項に基づき特例民法法人の合併を認可すること。
- 3 整備法第六十九条第五項に基づき特例民法法人の合併の認可申請を送付すること。
- 4 整備法第九十二条に基づき最初の評議員の選任を認可すること。
- 5 整備法第八十八条及び第九十四条の規定に基づき特例民法法人の定款の変更を認可すること。
- 6 整備法第九十五条又は当該特例民法法人の定款の規定に基づき解散又は解散に伴う残余財産の処分を許可すること。
- 7 整備法第九十五条及び規則に基づき特例民法法人の業務の監督を行うこと。
- 8 整備法第九十六条第一項の規定に基づき特例民法法人に必要な措置を命ずること。
- 9 整備法第九十六条第二項の規定に基づき特例民法法人に解散を命ずること。
- 10 整備法第九十六条第三項の規定に基づき官報による公告を行うこと。
- 11 整備法の規定に基づき特例民法法人の解散登記の嘱託を行うこと。
- 12 福岡県教育委員会の主管に属する休眠法人の整理に関する要綱に基づき休眠法人の認定を行うこと。
- 13 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第三号、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条第一項に規定する公益法人であることの証明並びに当該法人の主たる目的である業務に関し、それぞれ所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百七十七条第一項第三号、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一項第三号及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の三第一項第三号の要件に該当することについての認定を行うこと。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）